

「重要土地等調査規制法」「デジタル関連6法」

国民監視・弾圧法成立を糾弾する！



菅義偉首相は昨年9月の就任直後、「問答無用」の姿勢で暴走を開始した。日本学術会議の新会員6人の任命拒否だ。ついで今年1月18日に通常国会が開かれるや、国民生活破壊と国民監視・弾圧の悪法を次々と上程し、これらを強行成立させ、6月16日にはオリンピック開催の是非、さらなるコロナ蔓延のリスクを抑えながら、「国会の会期延長」を求める声を無視して、またもや「問答無用」と国会を閉会させた。

この事態をどう見るべきか。辺見庸さんは菅首相に対して「菅首相の『特高顔』が怖い」（『毎日新聞』2020年10月28日付夕刊）と書いた。一連の菅言動は「顔」だけでない、「特高言動」「特高政治」だ。「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」が国家権力によって仕組まれ、その手先が特高警察だったと真相を知る我々は、菅政治の暴走に強い危機感を覚える。

半田滋さんは、『週刊金曜日』（2021年4月16日付）の紙面で「安全保障を理由とした法規制はやはり戦前、戦中にあった軍機保護法とも重なる」として「宮澤・レーン事件」を引用。「安倍政権下で成立した特定秘密保護法、安全保障関連法、共謀罪法に続く、4

番目の法律として今回の土地規制法案があり、4法が成立することで『戦争法』シリーズが完結するのかもしれない」と警鐘を鳴らした。さらに言えば「デジタル関連6法」の正体は、マイナンバー制を梃にして全国民の動静を完全監視・管理するものとなる。

戦争法に連なるこの2つの法体制の正体を徹底的に解明して広め、廃止に追い込む闘いがいよいよ不可欠となっている。

本号では、この闘いの共有基盤となる旧・軍機保護法の成立にかかる歴史事実について、しっかりおさらいしておきたい。歴史事実にして、驚くほど現行政治の欠陥と運動の落とし穴を浮き彫りにしている。

なお対置される「重要土地調査規制法」は正式名を「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」という、ことさらに長く、正体を隠しているが、目先でごまかされないため、本稿では「国民監視規制・仮面法」あるいは「仮面法」と表記する。廃止を実現する断固たる運動の構築を呼び掛けたい。

（事務局）

「軍機保護法」は冤罪事件を引き起こした！

旧・軍機保護法は1899年（明治32）7月15日公布という古い法律で、全8か条の大まかな規制法だった。これが盧溝橋事件に始まる日本軍による大陸侵攻の中で抜本改定論議が起り、1937年（昭和12）8月13日公布の改定・軍機保護法となった。ほとんど新法といってよい大幅改定で、以後、軍機保護法と呼ばれるのは、この改定新法になる。

改定の柱は、①軍事上の秘密（軍機）の定義を整理し、秘密事項の決定権者を陸海軍大臣と明示（第1条）、②刑罰を死刑にまで広げ、探知、漏泄をはじめ当該罪ごとの適用範囲を示し（第2条ほか）③刑罰の対象を「故意」「偶然」から「過失」にまで広げ（第7条）、④さらに漏泄の対象を区分けして「外国若は外国の為に行動する者」を特記することでスパイ法としての性格を強めた（第2条ほか）——となる。

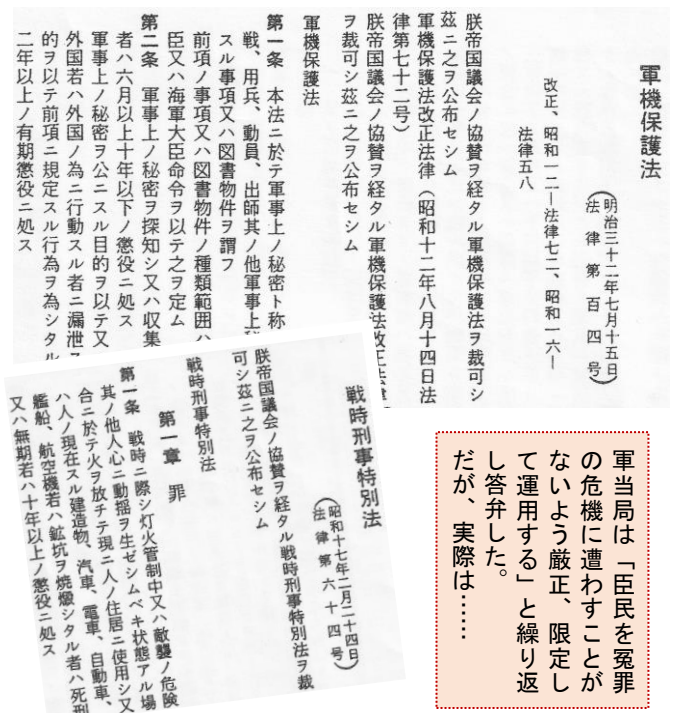
中で、議会審議を通し最も厳しく論議されたのが①の「刑罰をもって保護されるべき秘密とは何か」だった。つまり「軍事上の秘密」という定義の厳正化であり、決定権を軍の専権に委ねる危険性だった。当時の議会の大勢がスパイ防止の強化に傾く中、なお良心、良識は毅然とあって、国民を不慮の危険にさらしたり、冤罪に嵌めてはならないとの議論が、とくに学識議員の在席する貴族院において健在だった。

堂々たる権力批判があった

「憲法の本質から委任命令は成るべく少くすると云うことでなくてはならぬし、殊に臣民の権利義務に重要な関係あるものは、成るべく法律を以て規定すると云うことが、是が立憲精神でなくちゃならぬ」（帝国議会貴族院・軍機保護法改正法律案特別委員会・織田萬議員）——との発言はその代表といってい。

これには軍当局も同意せざるを得ず、貴族院、衆議院の両院審議を通じ、「臣民を冤罪の危機に遭わすことがないよう厳正、限定して運用する」と繰り返し答弁している。その集約された言質が以下になる。

「本案第1条に謂う所の軍事上の秘密は、軍に於ける秘密中、統帥事項又は統帥と密接なる関係を有する事項に関する高度の秘密をいうのであります。即ち尋常一様の手段では探知収集することは出来ませぬ、不正手段を以て是等の秘密を探知収集する者を処罰するの意味であります。而して省令で示す事項でも、軍より公表したるものは秘密に属しませぬ」（衆議院軍機保護法改正法律案委員会＝昭和12年8月4日＝での陸軍政務次官・加藤久米四郎の答弁）「軍事上の秘密たることを知って故意に之を探知し又は収集した者だ



けを罰する、故意犯だけを罰すると云う趣旨を第2条で規定した」（同＝司法書記官・佐藤藤佐）。

現代語に置換えれば、「軍事上の秘密」とは、統帥事項に関する高度の秘密で、尋常一様の手段では探知収集できない秘密であり、「探知罪」とは、「軍事上の秘密」であるを知って、故意に不正な手段を以って探知または収集した故意犯だけを対象とする——であり、それがそのまま、それぞれの定義の真意になる。平たくいうと「秘密でないものを秘密に指定する恐れをいかに取り除くか」「犯罪にあたらぬものを犯罪におとしめる恐れをいかに取り除くか」というのが議論の核心であり、共通理解として合意された。

踏みにじられた「付帯決議」

法案はこうした論議と合意を踏まえ、「本法に於て保護する軍事上の秘密とは不法の手段に依るに非ざれば之を探知収集することを得ざる高度の秘密なるを以て、政府は本法の運用に当りては須く軍事上の秘密なることを知りて之を侵害する者のみに適用すべし」——との付帯決議を付けることで、全会一致、原案通り可決を容認した。

しかも、これには海軍大臣・米内光政が「三大臣を代表致しまして私から申し上げます 法の運用に当たりましては 只今の付帯決議の御趣旨を 尊重致しまして、慎重考慮致しまして、誤のないようにやりたいと存じます」——と、議場で誓約している。（3面へ）

(2面から) これを具体例に置換えれば、師弟関係にある学生が旅行から帰ってきて教師に会い、旅先での見聞を屈託なく話し、教師も屈託なく聞いてその中に「海軍飛行場」の話が出てきたとしても、それは刑罰をもって保護するような「高度の秘密」ではないし、話す方も聞く方もそれが「軍事上の秘密」だとはつゆ思ってもいないのだから犯意はなく「侵害する者」にはあたらない——ということになる。

ところが、この具体例そのものである「官澤・レーン事件」では、法案審議での言質も、法と一体とされた付帯決議も完全に無視され、一審、大審院を通じ懲役12～15年の有罪判決となった。これは、どんな法律も法理も、そして歯止めも、法の運用者によって無視されれば無法同然となる歴史事実を現している。そこで、付帯決議および議会言質を外された後の「軍機保護法」本体の問題点を改めて実地に検証する。

すべての前提条件が無視された

第一条 本法に於て軍事上の秘密と称するは作戦、用兵、動員、出師其他軍事上秘密を要する事項又は図書物件を謂う

これは日本語なのか。「秘密は秘密だ」というに過ぎない。個々に例示しているかにみせて、実は巧妙に「其の他」をはめ込むことで一切の枠も歯止めも外し、秘密の範囲を無限定無制限に広げている。実際、本件ではそのように適用している。

同条第二項 前項の事項又は図書物件の種類範囲は 陸軍大臣又は海軍大臣命令を以て之を定む

つまり軍が秘密だといったら秘密であり、しかも何の理由も根拠も示す必要のない絶対秘密になるよう仕組んでいる。本件・大審院判決では「根室飛行場」の存在について「海軍に於て公表せられざる限り、(公知の事実であっても軍機として)依然保持せられざるべからざる趣旨なること、同条第2項の規定により是亦明白」と強弁している。世間公知であっても、海軍が秘密だと言っている限り秘密だというもので、法理にあるまじき詭弁の典型というほかない。

第二条 軍事上の秘密を探知し又は収集したる者は六月以上十年以下の懲役に処す

探知とは何か。日本語では「探り知ること」(広辞苑)とあり、特定目的(犯意)を持って「探る」ところに意味があるが、本件では漠然とした「聴取」「目撃」「知得」をもって探知とし、大審院でもそのまま判示している。つまり、軍が秘密とした事象、事項をたまたま見たり、聞いたり、知ったりすると、その見聞、知得がそのまま探知罪になるという構図だ。犯意

の有無等にかかわらず犯罪とされるわけで、ここに冤罪をつくり出す基本構造が仕込まれている。

しかも、何が秘密なのかは全く国民に知らされていない。仮に公開すれば秘密漏泄になり、秘密にもしておけなくなるから、故に一切知らせられないという理屈だ。ここが秘密法の大きな矛盾となる。

第四条 軍事上の秘密を探知し又は収集したる者 之を他人に漏泄したるときは無期又は二年以上の懲役に処す

軍事上の秘密を探知し又は収集したる者之を公にし 又は外国若は外国の為に行動する者に漏泄したるときは 死刑又は無期若は三年以上の懲役に処す

この「他人に漏泄」とは、相手が(犯意の有無等にかかわらず)誰であっても、見聞、知得したことをしゃべると漏泄犯になるという意味だ。ひとたび特高(国家権力)によって軍事機密と断じられたら即スパイにされてしまう。そういう構造を露骨に法文化したのが軍機保護法だった。

さらにこの法律では、たとえ偶然に知得してしまった場合でも、「他人」に漏泄すれば同罪(第5条)となり、業務上で知得した者が漏泄した場合はもっと重罪(無期又は3年以上の懲役)となり、単に過失であった場合でも有罪(3年以下の禁固)とされる。

また「他人」という用語にも独自の意味を持たせている。通りいっぺんに読めば第4条第2項の「外国若は外国の為に行動する者」=スパイと対置しているようにみせて、「他人」の定義は示されていない。つまり、ここでの「他人」は「外国若は外国の為に行動する者」以外の全員と読み替えられ、ここに取締り対象を無限定、無制限に広げる根拠が仕込み込まれた。秘密の例示にあたって「其の他」を押し込んだのと同じ手口の仕込みである。

スパイ取締り強化という当時の国情では否定し難い正義を表看板にして、実際には戦争遂行を至上命令とする国家権力にとって思いのまま、気に入らない国民及び外国人を一網打尽にする冤罪法というのが軍機保護法の正体だった。これこそが「官澤・レーン事件」の本質であり、冤罪の根源であった。この国情といい、菅の問答無用といい、法の正体隠しといい、全て瓜二つに見えてくるところが恐ろしい。

「重要土地調査規制法」が、土地法制を装った国民監視規制・仮面法であることは、既に指摘した。法の形は、1899年公布の軍機保護法と同時期に公布となった「要塞地帯法」と重なるが、その正体は国民弾圧の戦争法である軍機保護法と瓜二つの性格を内蔵している。そこで軍機保護法のおさらいを踏まえて、仮面法の正体を改めて検証し、廃止の闘いに備えたい。

「問答無用」の「**国民監視規制・仮面法**」は断固廃止！

重要土地調査規制法

【仮面を剥がす一法の構造一】

仮面法の第1条には「目的」とあって、

この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、基本方針の策定、注視区域及び特別注視区域の指定、注視区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制、特別注視区域内にある土地等に係る契約の届出等の措置について定め、もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする。

——とある。なんのこともやらない。これは核心を見えなくするため、具体性を隠した言葉をあれこれ羅列しているからで、官僚の作文の常套だ。そこで羅列を省くと、

重要施設の周辺の区域内にある土地等が重要施設の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、区域内にある土地等の利用状況の調査、当該土地等の利用の規制について定め、もって安全保障に寄与することを目的とする。

——となる。これでもまだ読み難い。それで第2条を読むと、ようやく「重要施設」の実例が出てくる。自衛隊の施設、合衆国軍隊の施設、海上保安庁の施設、生活関連施設——だ。これが「重要施設」の正体で、要は、米軍と自衛隊の基地の周辺の土地利用を米軍好み、自衛隊（国家権力）好みのものに変え、軍事出動をしやすくしたい、と読める。条文中の「重要施設」は軍事基地（準軍事基地を含む）であり、「機能を阻害する行為」は軍事行動阻害に他ならない。狙い（目的）は戦争準備の強化、ということになる。

そのうえ米軍好み、国家好みに変える手順がえげつない。一切合切を「基本方針」なる用語（第4条）に丸め込み、その策定を総理大臣に丸投げ、閣議決定すれば直ちに執行できる仕組みになっている（同4条）。国会に諮る必要はなく、策定を監視、監査する歯止め条項もまったくない。末尾の14条に「土地等利用状況審議会」の設置規定があるが、「基本方針」に拠る運用の一部分に関わるもので、これも委員は総理大臣の任命だから体裁だけの存在になる。

さらに総理大臣は、自ら策定した「基本方針」に基づき、「注視区域」あるいは「特別注視区域」を指定し（同5条、12条）、区域内の土地利用状況を調査する（同6条）権限を手中にしている。しかも、この調査に対しては、当該地の知事ら自治体、当該土地の所有者らも「協力」する義務が規定されており（同7条、

8条）、さらにえげつないことには、「協力義務者」の中に「その他の関係者」を織込んでいる。これは当該土地等の利用に絡む利害関係者ら不特定多数が含まれるわけで、下世話に言えば利害関係者の内部分裂や密告を引き出して国家権力好みの情報を得ようという魂胆が見えている（同8条）。しかも、この条項には罰則があって違反者は30万円以下の罰金となる。

最悪は、第9条の強権発動だ。

内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

——ここも、羅列を除くと、

内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用者が重要施設の施設機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、当該土地等の利用者に対し、当該行為の用に供しないことを勧告する。

——となり、普通の言葉に置換えると、

軍事基地周辺の土地等の利用者が（その土地等を）軍事機能を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは、その利用者に対し、当該行為に供しないことを勧告する。

——となる。

これでも分かり難いが、要は敵国人や国家権力批判者、反戦運動者、反基地運動者ら、米軍好みでない、国家権力好みでない者に売ったり、貸したり、利用させたりするな、という強要だ。つまり「機能阻害行為」には総理大臣の判断次第で何でも含まれることになり、ひいては弾圧の口実手段となる。しかも勧告に従わなければ「命令」に切り替え、さらに従わなければ、罰則（同25条）によって懲役2年以下の刑罰を科す規定まで仕込まれている。

関連して、同11条には、当該土地の国家買い上げの条項があり、ここまでくると、実質的な基地拡張となる。ひとたび仮面を剥がせば、どろどろ何が出てくるか分からないという伏魔殿だ。最初の「重要施設」の実例として出てきた「生活関連施設」とは何を指すのか、「生活」にまぶせば何でも可能になってく（5面へ）

憲法と国際人権規約に反する「重要土地調査規制法案」の撤回を求めます

重要土地調査規制法案に反対する市民団体

はじめに

日本の社会における表現の自由の侵害、政府に関する情報の秘匿化などに疑問を持つ多くの NGO が、国連自由権規約委員会へのオルタナティブレポートを提出し、委員会の勧告を求め、その勧告の実現を日本政府に求めていくことを共同の目的として表現の自由と開かれた情報のための NGO 連合(NCFOJ)を結成しました。すでに2020年9月30日に共同レポートの第一弾を自由権規約委員会に提出しています。

国連自由権規約委員会の日本審査は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大のために大幅に遅延しています。そうした中でも、日本社会における表現の自由の侵害、政府に関する情報の秘匿化などの状況は悪化しているといわざるをえません。NCFOJ 内部で、追加レポートの作成を検討しています。その検討過程で、今般国会に提出された「重要土地調査規制法案」には、人権保障上、特に表現の自由、市民活動の自由、プライバシー権、知る権利との関係において、看過することのできない問題点が含まれていることに気づきました。

何としてもこの法案は成立させてはならない、その思いから、NCFOJ としての追加レポート作成とは別個に、同様の問題意識をもつ NCFOJ 内外の市民団体の連名で、急遽、声明 を発することとしました。法案の撤回と廃案を求める理由を以下に述べます。

第1 立法の経緯と法案の概要

本年3月26日、日本政府は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」(重要土地調査規制法案)を閣議決定し、国会に提出しました。

この法案は、昨年12月10日に自民党政務調査会がまとめた「安全保障と土地法制に関する特命委員会」の提言をもとに、閣法として提出されたものです。法案提出にあたって、当初は連立与党の公明党は「まるで戦時下を思わせる民有地の規制」(漆原良夫公明党前議員の「うるさん奮闘記」より)などとして強い難色を示していましたが、法案の微修正によって個人情報への配慮条項を付加すること、指定については、「経済的社会的観点」から留意することを法文上に盛り込む方向などが確認されたために、法提案に応じた経緯がありました。

法案では、基地など安全保障上の「重要施設」周辺概ね千メートルの区域や「国境離島等」を「注視区域」

または「特別注視区域」に指定して土地・建物の利用状況を調査し、重要施設や国境離島等の「機能を阻害する行為」に対し行為の中止または「その他必要な措置」を勧告・命令することを定めたものです。命令に従わない場合は懲役刑や罰金刑を課すことができます。「特別注視区域」に指定されると、土地売買等の取引の際は事前に 取引の目的等の報告が求められ、虚偽の報告をしたり、報告を怠った者は同じく処罰されます。

第2 立法事実は存在しない。不必要である

前述のように、法案の提出作成に至ったきっかけは、外国人・外国政府の基地周辺や国境離島での土地取得に規制を求める自治体議員や自民党議員の要望でした。しかし実際には外国人の土地取得によって基地機能が阻害される事実(立法事実)が存在しないことが明らかになっています(2020年2月25日、衆院予算委員会第8分科会)。

にもかかわらず、法案は広く国が定める「重要施設」周辺の土地・建物の所有者や利用者を監視し、土地・建物の取引や利用を規制するものになりました。この法案に対して、市民の財産権を侵害し土地取引や賃貸を伴う経済活動を停滞させるとの懸念の声があります。

しかし、本声明では、それにも増して広く市民が監視され、市民の調査活動・監視活動等が萎縮・制限されることにより、表現の自由、市民活動の自由、プライバシーの権利、知る権利が大きく損なわれることに警鐘を鳴らしたいと思います。

第3 法案の核となる概念や定義がいずれも極めてあいまいである

この法案は、法案中の概念や定義が曖昧で政府の裁量でどのようにも解釈できるものになっています。まず、注視区域指定の要件である「重要施設」のうちの「生活関連施設」とは何をさすのかは政令で定め、「重要施設」の「機能を阻害する行為」とはどのような行為なのかも政府が定める基本方針に委ねています。

重要施設には自衛隊と米軍、海上保安庁の施設だけでなく、「その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れのあるもので政令で指定するものを含む」とされており、原発などの発電所、情報通信施設、金融、航空、鉄道、ガス、医療、水道など、主要な重要インフラは何でも入りうる建付けの法案となっています。

調査の対象者のどのような情報を調べるのかについても政令次第になっています。さらに調査において情報提供を求める対象者としての「その他関係者」とは誰か、勧告・命令 の内容である「その他必要な措置をとるべき旨」とはどのような行為を指すのかについては、政令で定めるという規定すらなく総理大臣の判

断に委ねられています。市民の自由と 基本的人権を阻害する可能性のある、市民に知られては都合の悪い規定は、法文中ではなく政府がつくる基本方針や政令、総理大臣の権限で決められるようにしているのです。刑罰を構成する要件規定が法律に明示されないということは、刑事法の基本原則すら満たしていないものであり、刑罰の構成要件の明確性を求めている憲法 31 条、自由権規約 9 条にも違反するものであると言わなければなりません。

また、刑罰の対象となる行為が明確となっていないため、表現の自由・市民活動の自由に対して萎縮効果を及ぼすこととなり、調査・監視活動が阻害され、憲法 21 条・自由権規約 19 条にも違反するおそれがあります。

第 4 法案の具体的な問題点

この法案が成立するとどのようなことが起こりうるか、問題点を以下にあげます。

① 法案 7 条により、重要施設周辺の土地・建物利用者の個人情報なことごとく収集され監視されることになる

「施設機能」を阻害する行為やそれをするおそれがあるかどうかを判断するためには、その者の住所氏名などだけでなく、職業や日頃の活動、職歴や活動歴、あるいは検挙歴や犯罪歴、交友関係、さらに思想・信条などの情報が必要となります。すなわち、重要施設 2 の周辺にいる者はことごとくこれらの個人情報を内閣総理大臣に収集され、監視されることになるのです。法案 3 条は、「個人情報の保護への十分な配慮」「必要最小限度」などと規定していますが、これらの気休めともいえる規定が実効性のある歯止めとなる保証はどこにもありません。このような法案は思想・良心の自由を保障した憲法 19 条、プライバシーの権利を保障した憲法 13 条、自由権規約 17 条に反すると言えます。

② 具体的な違法行為がなくとも特定の行為を規制できる

「重要施設」の周囲や国境離島に住んでいるか仕事や活動で往来している者に対して、政府の意向で調査でき、「機能を阻害する恐れ」があるとの理由で行動を規制できるようになります。しかもその規制は命令に従わなければ懲役刑を含む罰則も含むという苛烈なものです。このような法案は、居住・移転の自由を定めた憲法 22 条、表現の自由を保障した憲法 21 条、自由権規約 19 条に反するものと言えます。また、刑罰の明確性の原則（憲法 31 条、自由権規約 9 条）にも違反することとなります。

③「関係者」に密告を義務付け、地域や活動の分断をもたらす

法案 8 条は「重要施設」周辺や国境離島の土地・建物の所有者や利用者の利用状況を調査するために、利用者その他の「関係者」に情報提供を義務付けています。「関係者」は従わなければ処罰されますので、基地や原発の監視活動や抗議活動をする隣人・知人や活動協力者の個人情報を提供せざるを得なくなります。これは地域や市民活動を分断するものであり、市民活動の著しい萎縮、自己規制にも繋がります。このような法案は、憲法 19 条と自由権規約 18 条が絶対的なものとして保障している思想・良心の自由を侵害するものです。また、市民の団結を阻害するという意味において、集会結社の自由（憲法 21 条、自由権規約 21 条・22 条）に対する侵害のおそれもあります。

④ 事実上の強制的な土地収用である

法案 11 条によれば、勧告や命令に従うとその土地の利用に著しい支障が生じる場合、当該所有者から総理大臣に対して買い入れを申出ることができ、総理大臣は特別の事情がない限り、これを買入れるものとされています。命令に従わなければ処罰されることになり、やむなく買い入れを申出なければならないのであれば、これは、法案 10 条 3 項による土地収用法の適用ともあいまって、重要施設周辺の土地の事実上の強制収用であると言えます。土地収用法は戦前の軍事情体制の反省に立ち、平和主義の見地から、土地収用事業の対象に軍事目的を含めていませんでした。軍事的な必要性から私権を制限する法案は憲法前文と 9 条によって保障された平和主義に反し、さらには憲法 29 条によって保障された財産権をも侵害するものです。

⑤ 不服申立ての手段がない

権利制限を受ける市民は、本来それらの指定や勧告・命令に対して不服申立てができるようにすべきですが、法案にはそのような不服申立ての手段や方法は定められておらず、憲法 31 条に定められた適正手続きの保障すら著しく侵害するものです。

第 5 法案成立が及ぼす影響—私たちは、この法案の撤回と廃案を求めます

① 膨大な量の個人情報の入手・蓄積・分析のために情報機関が強化される

この法案が成立した場合には、実際の調査では、聞き込み、張り込みはもちろん、警備 公安警察が現地で調査し収集して所有する個人情報も入手されることになるでしょう。その収集や分析には相当な人手が必要であり、内閣情報調査室などの市民監視のための情報機関の大幅な拡充や機能強化につながっていく恐れがあります。

② 基地や原発の調査・監視行動も規制の対象とされる

米軍機による騒音や超低空飛行、米兵による犯罪に日常的に苦しめられている沖縄や神奈川などの基地集中地域では、市民が自分たちの命と生活を守るために基地の監視活動や抗議活動に長年取り組んできました。また、ジャーナリストや NGO もこれらの施設について調査活動を行い、その問題点を社会に明らかにしてきました。自衛隊のミサイル基地や米軍の訓練場が新たに作られたり、作られようとしている先島諸島や奄美、種子島でも同じ状況に置かれています。このような、自分たちの命と生活を守る当たり前の基地調査行動・監視行動ですらこの法案は規制の対象にしているといえます。

また、その規制は南西諸島や基地周辺に限らないことは前述したとおりです。重要施設は、原発をはじめ放送局、金融機関、鉄道、官公庁、総合病院などの重要インフラの周辺にまで拡大される可能性があります。大都市圏に住むほぼすべての人が監視と規制の対象となる可能性を含んでいるのです。

このような法案は、市民の多様な表現の自由及び市民の知る権利を保障した憲法 21 条、自由権規約 19 条に反するものと言えます。

③ 法案は戦前の「要塞地帯法」の拡大版の再来であり、憲法と国際人権法を著しく侵害するもの。廃案・撤回するしかない

すなわちこの法案は、憲法改悪の「緊急事態条項」を先取りする形で市民の監視と権利制限を日常化、常態化させる法律なのです。そのような意味で、この法律は、戦前の社会を物言えない社会に変えた軍機保護法・国防保安法とセットで基地周辺における写真撮影や写生まで厳罰の対象とした要塞地帯法(明治 32 年 7 月 15 日法律第 105 号)の拡大版の再来だといえるでしょう。この法律が成立すれば、市民と市民団体の活動に対する萎縮は限りない連鎖を生み、戦前のように、日本社会を沈黙の支配する社会へと国が変えてしまうことが再現されることすら予想されます。安保関連施設を厚いベールで隠し、一切の批判を封じることから、戦争に向かう政策を補強する戦争関連法の一環であると言わざるをえません。このような法案は決して成立させてはなりません。私たちは政府に対して、日本国憲法と国際人権規約に真っ向から反する、問題の多いこの人権侵害法案を撤回するよう求めます。

＊「緊急声明」に対する賛同は急速に広がり、6 月 6 日時点では、本会も含めて 297 団体となりました。今後引き続き廃止を求める運動を展開すると同時に、この弾圧法を適用させない監視と闘いを継続していくことだと考えます。

<コラム> 冤罪忘れるな! 55

規制から拡大強化へ

『防衛研究所紀要』

防衛省の『防衛研究所紀要』に「研究ノート 軍機保護法等の制定過程と問題点」という論考がある。佐官級戦史研究官 3 人の共同検証で、軍機保護法、軍用資源秘密保護法、国防保安法の戦争推進 3 法が対象になっている。スパイ法制仕上げの国防保安法の施行(戦後廃棄)から 80 年。きな臭さ濃くなる昨今、自衛隊内部の目が捉えた「問題点」は検証に価する。



日米地位協定、日米合同委員会の密約によって米軍支配下におかれている自衛隊を統括する防衛省(市ヶ谷)

論考の論点は的確だ。戦時における軍人への規制から始まった法制が平時における民間への規制へと展開した流れを客観的に捉え、「改正」の度に人権侵害が最大の問題点になった事実を直視している。論考はこれを拡大・強化と表現しているが、民間のことに置換えれば、規制法規から弾圧法規へ、となる。この認識は最低限大事なことだが、現状は、防衛研の書庫に眠らせられているようだ。一番の問題点である。

◆ ◆ ◆
「スパイ冤罪事件」の真相に迫る決定版(本会編)

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第 1 部=冤罪の真相 第 2 部=冤罪事実の条条検証
資料編=判決全文、軍機保護法全文、年表
特別添付=重要事項索引

申し込みは本会事務局まで F A X ・ メールで(1 面上部題字横に掲載)。送料税込み 2300 円。後払い。

【事務局から】6 月 23 日夕刻、東京都庁前で開かれた東京オリンピック反対行動に参加しました。主催したのは、「反五輪の会」「オリンピック災害おことわり連絡会」など 8 団体。初めて聞く団体名でしたが、長野県からは長野と松本の 2 団体が加わっています。政党からは参加していませんでしたが、明確に開催反対を主張しているのは日本共産党だけです。自公与党と菅暴走政権に対する野党共闘は依然として力を結集していません。しかし本会も結成時から参加している「秘密保護法反対ネットワーク」を通じて連日届くメールでは、全国各地で菅暴走政権に対する怒りの行動が組織されています。ここに希望があります。(福島 清)